

## 白石市教育委員会後援・共催名義に関する事務取扱要領

令和7年8月26日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、市教育委員会以外のものが主催する事業に対する後援・共催名義の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 教育長は、市の政策等に合致し、市の教育、学術又は文化の向上等に寄与する公益性の高い事業に対して、後援・共催名義を使用させることができる。

(主催者の基準)

第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する主催者に限り、後援・共催名義を使用させることができる。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体
- (3) 一般社団法人、一般財団法人又はこれらに準ずる団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業の主催者であることが明確であって事業を遂行する能力があると教育長が認めるもの

(事業内容の基準)

第4条 教育長は、次の各号に掲げる基準をすべて満たす場合に限り、後援・共催名義を使用させることができる。

- (1) 教育、学術又は文化の向上に寄与する事業であって、公益性の高い事業であること。
- (2) 公序良俗に反しない事業であること。
- (3) 営利を目的とせず、参加者の負担が適切なものであること。
- (4) 原則として市内で開催される事業であること。ただし、教育長が認めるときは、この限りでない。
- (5) 公衆衛生及び災害危険防止等の安全対策が十分講じられた事業であること。
- (6) 幼児、児童及び生徒を対象とした事業にあつては、次に掲げる事項を十分配慮していること。

- ア 学校教育上支障のない規模又は日程等であること。
- イ 保護者の同意による参加と保護対策が講ぜられていること。
- ウ 賞品等の授与等にあつては参加者にふさわしいものであること。

(使用承認申請)

第5条 後援・共催名義を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、後援・共催名義使用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、使用承認の可否を判断するため、申請者に対して次に掲げる書類を申請書に添えて提出するよう求めなければならない。ただし、教育長が提出の必要がないと認めるときはこの限りでない。

- (1) 事業計画書等の事業概要が分かる書類
- (2) 収支予算書等の事業に関する収支が分かる書類
- (3) 規約又は活動実績等の主催者の概要が分かる書類
- (4) その他教育長が必要と認めるもの

(使用承認)

第6条 教育長は、前条第1項の申請を受理したときは、第3条及び第4条に規定する基準により審査し、後援・共催名義の使用承認の可否を決定するものとする。

2 教育長は、前項の審査により後援・共催名義の使用承認の可否を決定したときは、申請者に対しその結果を、白石市教育委員会後援・共催名義の使用について(通知)(様式第2号)により通知するものとする。

3 教育長は、後援・共催名義の使用を承認するときは、使用に際しての条件を付することができる。

(使用承認後の内容変更等)

第7条 使用者は、申請当時の事業計画に変更があつた場合は、事業計画の変更届(様式第3号)を直ちに教育長に提出しなければならない。

(使用承認の取消し)

第8条 教育長は、後援・共催名義の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、後援・共催名義の使用承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条又は第4条の基準を満たさないことが判明したとき
  - (2) 第6条第3項の規定により付した条件に違反したとき
  - (3) 申請内容と異なる様態で後援・共催名義を使用したとき
- 2 教育長は、前項の規定により後援・共催名義の使用承認を取り消したときは、速やかに使用者に通知するものとする。
- 3 教育長は、第1項の規定により後援・共催名義の使用承認を取り消した場合であって、市民等の権利利益を保護するためにその事実を広く周知する必要があると認めるときは、市の広報誌等により周知するものとする。
- 4 第1項の規定により後援・共催名義の使用承認を取り消した場合において使用者に損害が生じても、市教育委員会はその補償の責めを負わない。

(報告)

第9条 使用者は、後援・共催名義の使用に関する報告を、事業終了後1カ月以内に提出するものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。